

## 若者定住推進課からお知らせ

### ～町が整備する住宅などの入居者の募集について～

町では、過疎化による少子高齢化などが進行し、地域の活力が低下していることから、人口の流出防止と若年世帯などを対象とした転入人口の増加を図るために、様々な少子化・定住推進事業を展開しています。

なお、所在地の自治会に加入し自治会の活動をはじめ、地域活動へ積極的に参加することが条件となります。

#### 【町営若者住宅】

この住宅は、「将来自分の住宅を取得し、町に永住していただくための第一歩」になればと一般的な住宅よりも低額な家賃設定とした賃貸住宅です。

〔申込資格〕

- ① 奥多摩町内に住所または一定の勤務場所がある方、もしくは住宅使用により奥多摩町に住所を確実に登録できる方
- ② 世帯主の年齢が40歳以下の夫婦または50歳以下の者で子ども（中学生以下）がいる世帯
- ③ 入居期間は原則として世帯主の年齢が30歳以下の場合は12年以内、40歳以下の場合は10年以内、50歳以下の場合は7年以内

〔申込期限〕小丹波第4（宮ノ下）6月14日（金）午後5時まで

〔建 物〕

<小丹波第4（宮ノ下）> 奥多摩町小丹波468番地（古里駅まで徒歩5分）

- ・木造2階建（床面積57.82㎡） ・戸建タイプ2LDK
- ・募集戸数：8戸（戸建タイプ8棟） ・使用料33,000円/月 ・共益費500円/月
- ・駐車場：3,000円/月（1世帯1台まで）

〔入居予定日〕 令和2年3月（予定）

#### 【若者住宅応援補助金】

町では、時代を担う若者世代の定住を応援するため、奥多摩町に住宅を購入などされた方に補助金の交付（事業費の2分の1・最大200万円）および資金借入に対する利子補給（借入利率の2分の1・年額最大30万円・36か月）を行っています。

〔申込資格〕

- ① 45歳以下の夫婦
- ② 50歳以下の者で子ども（満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。）<sup>（注1）</sup>がいる世帯
- ③ 35歳以下の者

※注1：満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものとは、高校生を意味します。

#### 【申込配布場所】

- ・若者定住推進課（役場1階）
- ・古里出張所（子ども家庭支援センター）

#### 【注 意 点】

- ① いずれの住宅も申込者が定員を超えた場合は、奥多摩町選考基準により決定します。また、町営若者住宅の号室については、入居者決定後、抽選により決定します。
- ② 募集要項および申込用紙については、町ホームページでも掲載しています。
- ③ これらの住宅の申込資格については、様々な条件がありますので、よくお確かめのうえ申し込みください。

※問い合わせは、若者定住推進課 ☎83-2310